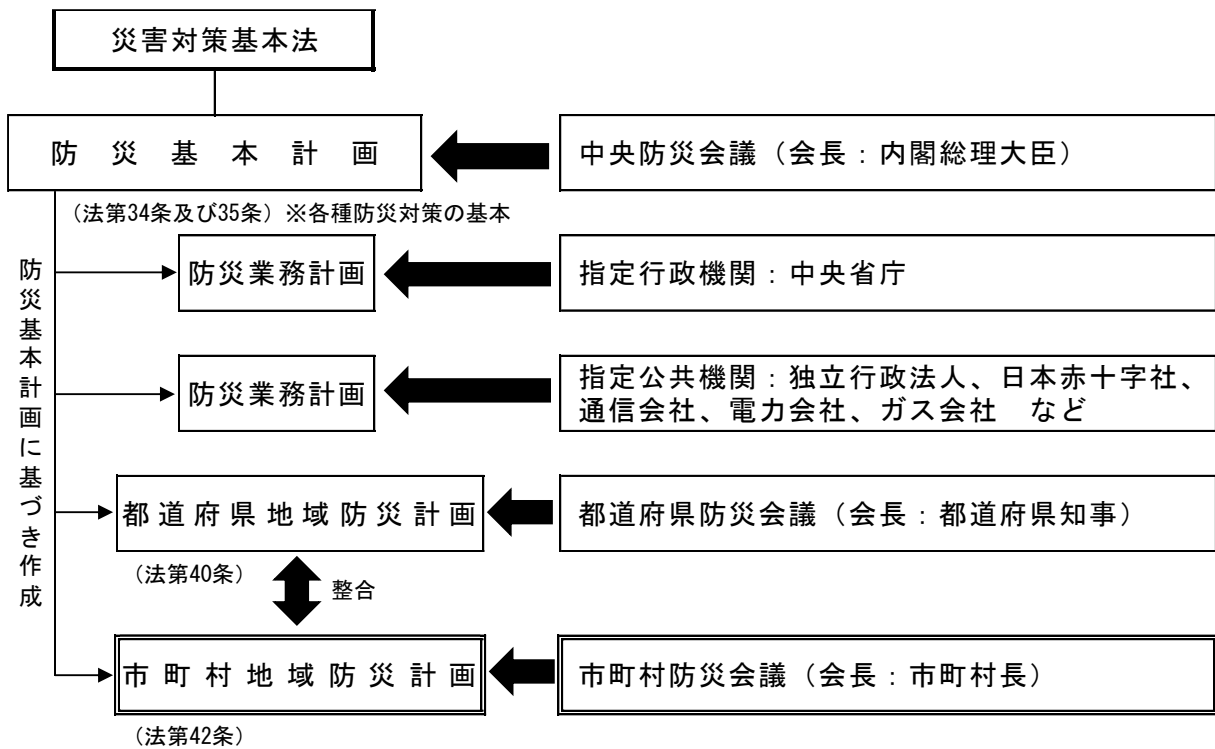


大船渡市地域防災計画の修正（案）について

1 計画の概要

大船渡市地域防災計画は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、大船渡市防災会議が作成する計画です。

計画には、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関の各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めています。



地域防災計画に関する法の規定（抜粋）

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

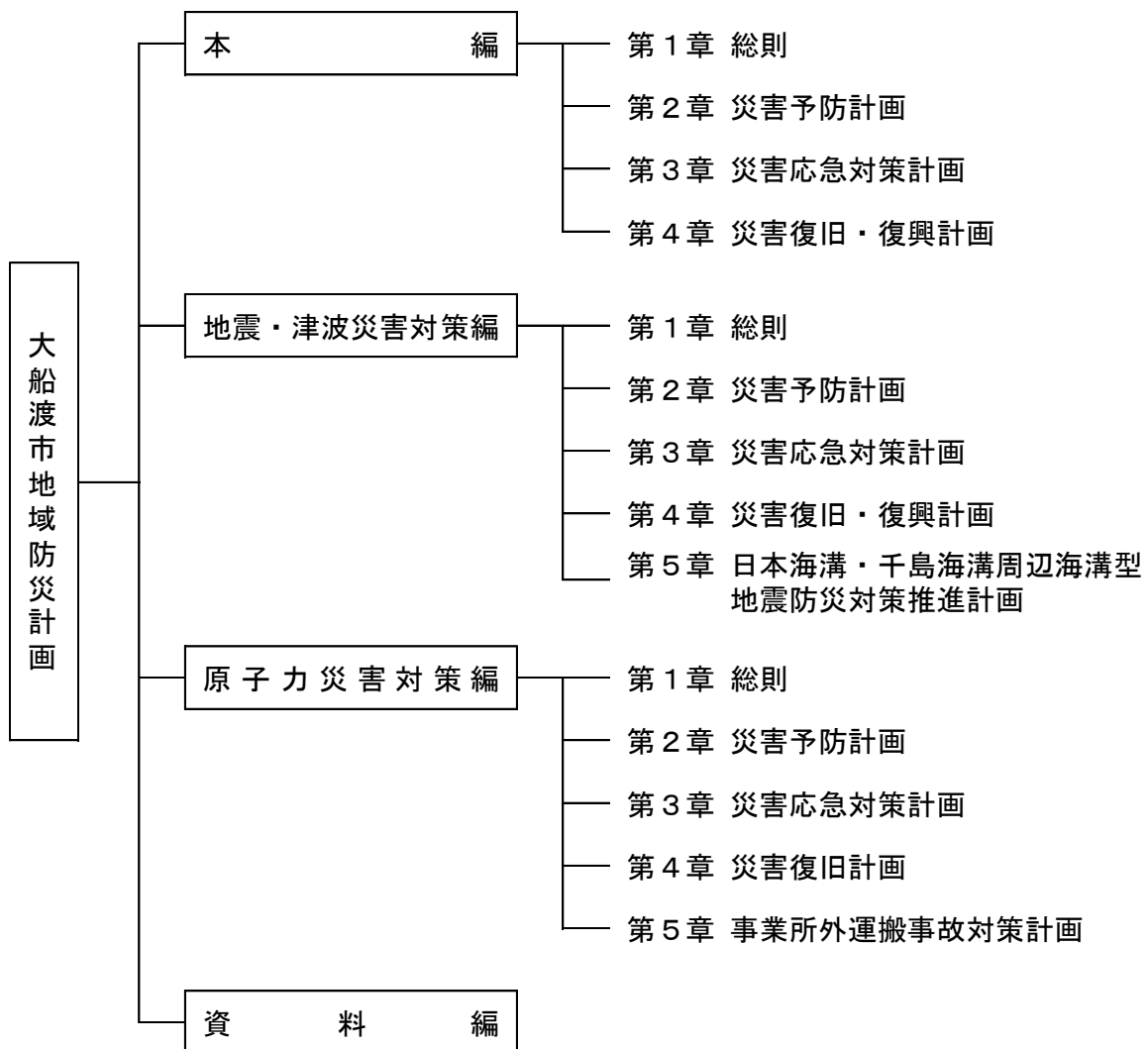
- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

2 計画の構成

あらゆる災害へおおむね共通する事項を示す本編、個別の災害対策として特記すべき事項を示す地震・津波災害対策編、原子力災害対策編及び資料編で構成されています。

各編には、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関する計画を定め、各主体の役割分担を明確化しています。

計画期間を定めず、また、施策間の優先順位を付けずに、網羅的に対策を記載しています。



3 計画修正の経緯

地域防災計画については、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならないとされており、本市においても防災関係法令の改正や国の防災基本計画、岩手県地域防災計画といった上位計画との整合を図ることなどを目的として修正を行っています。

今年度については、国や県の計画と整合を図るため、計画を修正するものです。

○これまでの修正経過

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
国	4 月 (平成 28 年熊本地震及び 台風第 10 号を踏まえた 対策) 防災基本計画修正	6 月 (平成 29 年 7 月九州北部 豪雨を踏まえた対策) 防災基本計画修正	5 月 (平成 30 年 7 月豪雨を踏 まえた対策) 防災基本計画修正	5 月 (災害対策基本法改正 一歩化等) 災害対策基本法改正 避難勧告と避難指示の	5 月 (災害対策基本法の改正、 新型コロナウイルス感 染症対策を踏まえた修 正) 防災基本計画修正	6 月 (令和 3 年度に発生した 災害を踏まえた修正等) 防災基本計画修正
岩手県	3 月 (ドローンによる被害情 報の収集) 県地域防災計画修正	3 月 (県の防災施策を反映) 県地域防災計画修正		4 月 (台風第 19 号災害等を踏 まえた対応) 県地域防災計画修正	3 月 (避難所における多様な ニーズへの対応) 県地域防災計画修正	3 月 (防災基本計画を踏まえ た修正) 県地域防災計画修正
大船渡市	2 月 (水害時の避難・応急対策 検 WG 報告の反映) 市地域防災計画修正	1 月 (防災基本計画及び県地 域防災計画修正対応、 津波避難計画の反映) 市地域防災計画修正	2 月 (防災基本計画及び県地 域防災計画修正対応) 市地域防災計画修正	3 月 (防災基本計画及び県地 域防災計画修正対応) 市地域防災計画修正	3 月 (防災基本計画及び県地 域防災計画修正対応) 市地域防災計画修正	修正予定 (市地域防災計画及び県地 域防災計画修正対応) 市地域防災計画修正

4 令和 4 年度修正（案）の概要

(1) 防災基本計画の修正を踏まえた修正

ア 広域避難に関する事項（新旧対照表 P2、5、6、17～23）

- ・災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議
- ・他の自治体との応援協定や関係団体等との協定の締結

イ 個別避難計画の作成（新旧対照表 P6、7）

- ・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村に対して個別避難計画の作成を努力義務化
- ・市町村における個別避難計画の適切な管理

(2) 最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ・災害対応業務のデジタル化の推進（新旧対照表 P3）
- ・福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保（新旧対照表 P7）
- ・豪雨、洪水、高潮、土砂災害等の風水害に強いまちづくりの形成に努めるための取組の明確化（新旧対照表 P9、10）
- ・避難所や災害対応における男女共同参画の推進（新旧対照表 P2、17）

- ・ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援（新旧対照表 P15）
- ・それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建（新旧対照表 P25、26）

(3) その他

ア 資料編の新規資料等の追加

(ア) 新たに締結した災害協定

- ・災害時における電動車両等の支援に関する協定書
（損害保険ジャパン株式会社岩手支店、トヨタL&F岩手株式会社）
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書
（社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会）

5 意見公募（パブリックコメント）の実施結果

地域防災計画の修正（案）について、広く市民の皆さんから意見を募集しました。実施結果については下記のとおりです。

(1) 実施概要

ア 公募期間

- ・令和5年1月13日から1月27日まで

イ 閲覧場所

- ・市役所本庁、三陸支所、綾里地域振興出張所、吉浜地域振興出張所、リアスホール、カメラリアホール、市総合福祉センター、市立博物館

ウ 提出方法

- ・直接持参、市民提言箱への投函、FAX、Eメール

エ 周知方法

- ・広報大船渡（1月6日号）及び市ホームページへの掲載

(2) 実施結果

今回の意見公募に対する意見等の提出はありませんでした。